

令和 4 年度第 9 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 4 年 8 月 2 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 6〕

① 件 名	
職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための育児休業の取得回数制限の緩和等について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少が進む中、育児の事情を有する者も含め、誰もが性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することは一層重要な課題となっている。</p> <p>このような状況から、人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、昨年 8 月 10 日、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行ったほか、人事院規則の改正等による休暇・休業等に関する措置を一体的に講じることとし、令和 4 年 1 月 1 日、同年 4 月 1 日及び同年 10 月（民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日）の 3 回に分けて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うこととしている。</p> <p>【目的】</p> <p>本市においても、令和 4 年 10 月 1 日施行の「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に基づく育児休業の取得回数制限の緩和に加え、国家公務員の勤務条件との均衡の原則に基づき、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等を行うことにより、市職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 3 年 8 月	人事院は、内閣及び国会に対して、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」及び「公務員人事管理に関する報告」を提出
令和 4 年 1 月	石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正の施行による休暇の新設・有給化
4 月	石巻市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正の施行による会計年度任用職員における休暇・休業等の取得要件緩和
⑤ 主な内容	
1 育児休業の取得回数制限の緩和等【対象：(1)～(3) 一般職員等、(1)～(5) 会計年度任用職員】	
(1) 育児休業の取得回数の拡大	
現 行	原則 1 回 まで（別途、子の誕生日から 5 7 日以内において 1 回 まで）
改正後	原則 2 回 まで（別途、子の誕生日から 5 7 日以内において 2 回 まで）
(2) 子の誕生日から 5 7 日以内の育児休業の請求期限の短縮	
現 行	育児休業を始めようとする日の 1 か月前 までに請求
改正後	育児休業を始めようとする日の 2 週間前 までに請求
(3) 育児休業等計画書の廃止	
現 行	あらかじめ育児休業等計画書を 提出することにより 、育児休業終了から 3 か月以上経過後に、再度の育児休業が取得可能
改正後	育児休業等計画書の 提出によらずに 、再度の育児休業が取得可能

(4) 非常勤職員の子の誕生日から57日以内の育児休業の取得要件の緩和

現行	育児休業の承認請求時点において、 <u>子が1歳6か月に達する日まで</u> 雇用関係が終了することが明らかでない*ことが必要
改正後	育児休業の承認請求時において、 <u>子の誕生日後57日目から6か月を経過する日まで</u> 雇用関係が終了することが明らかでない*ことが必要

※ 業務の廃止等により任期を更新しないことが明示されていない場合等

(5) 非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

現行	育児休業の開始日は、 <u>1歳又は1歳6か月到達日の翌日に限定</u> されており、 <u>当該日でのみ</u> 夫婦交代できる。また、 <u>1歳以降の育児休業の再取得はできない。</u>
改正後	育児休業の開始日は、 <u>本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳又は1歳6か月に限らず</u> 夫婦交代できる。 また、他の子に係る産前・産後休業等の開始により育児休業が終了した場合、 <u>特別の事情（産休対象の子が死亡したとき等）がある場合には再取得できる。</u>

2 期末・勤勉手当における育児休業期間の除算の見直し【対象：一般職員等、会計年度任用職員（一部）】

現行	育児休業期間（当該期間が1か月以下の場合を除く。）については、在職期間の2分の1の期間（勤勉手当は全ての期間）を除算する。
改正後	育児休業期間（当該期間が1か月以下の場合を除く（ <u>ただし、子の誕生日から57日以内における育児休業期間と、それ以外の育児休業期間は合算しない。</u> ））については、在職期間の2分の1の期間（勤勉手当は全ての期間）を除算する。

3 育児参加のための休暇の対象期間の拡大【対象：一般職員等、会計年度任用職員】

現行	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後 <u>8週間</u> を経過するまでの期間にある場合
改正後	出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後 <u>1年</u> を経過する日までの期間にある場合

4 改正が必要となる例規

- (1) 石巻市職員の育児休業等に関する条例
- (2) 石巻市職員の育児休業等に関する規則
- (3) 石巻市職員に対する期末手当の支給に関する規則
- (4) 石巻市職員に対する勤勉手当の支給に関する規則
- (5) 石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (6) 石巻市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

少子高齢化社会における職員個々の事情に応じた休暇・休業の取得を可能とすることにより、職員のワーク・ライフ・バランスの促進を図り、ひいては国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与する。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年9月 市議会第3回定例会に石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和4年10月1日）
石巻市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正（施行予定年月日：令和4年10月1日）

⑨ その他